

内部事務に関する調査に係る「報告書」及び職員の処分等について、ご報告申し上げます。

先日の代表者会議においてもご説明申し上げましたが、改めて、第三者の調査委員により実施した内部事務に関する調査に係る報告書及び職員の処分等について、「経過」、「調査委員から指摘された問題点」及び「市としての対応」の3項目に分けて、ご報告いたします。

まず、「経過」についてです。

今回の内部事務に関する調査の発端は、平成30年3月29日に職員から私に宛てて、市内部において、何件かの不適正な事務処理がなされていた疑いがあり、また、それらに当時の副市長が関与していたと指摘する書面が届いたことです。

いわゆる「内部通報」であれば、通報があったこと自体を公表することはあり得ないことですが、今回の件が特異であったのは、私に書面が届いた時期の前後に、その書面を持っている、あるいは持っている人間から書面を見せられたという第三者が存在していたことにあります。

そもそも申告してきた職員は、他の職員から聞いたことも含めて、ご自身が感じた市政運営における懸念を、市長である私の耳にも届けるべきとの思いから申告してきたものであり、対応についても私に一任するといったことが記載されていきました。

そのような、私に対して懸念を伝えるために作成された、伝聞も含んだ内容の書面が、申告者の意図に反し、第三者により、いつ拡散されてもおかしくない状況にありました。

特に、当時は市長選挙直前という時期でもあり、何があ

けんでん

のように喧伝されてもおかしくない状況でしたので、大変異例ではありますが、申告者あるいは関係者のプライバシーなどを守る必要などから、「申告された事項」及び「今後、第三者による調査を行う方針」について、平成30年4月4日に急遽報道発表させていただくとともに、議員の皆さんにもお知らせさせていただいたところです。

その後、調査を依頼した第三者の弁護士お二人により、退職した職員も含む関係職員や申告を行った職員からの事情聴取、資料の精査などが行われ、平成30年8月31日に調査の報告書が提出されるとともに、同年9月10日に、私もお二人の弁護士の方から、報告書の内容について説明を受けました。

以上が、調査の実施及び報告書が提出されるまでの経過です。

次に、「調査委員から指摘された問題点」についてご報告いたします。

調査委員の調査の結果、4件の通報事実のうち、下水道事業に係る2件の事案において、不適正な事務処理があったことが認定されました。また、これらに関連して当時の副市長の責任についても指摘がなされましたので、その概要についてご説明いたします。

1件目は、下水道課が平成25年12月9日に契約を行った、ポンプ場設置工事についての委託契約に係る事案です。

本件については、4点の問題点が指摘されました。

1点目は、この契約に係る業務、具体的には1件の家屋補償業務が完了していないことを知りながら、契約期間の末日である平成28年3月31日に完了検査を合格とした点。

2点目は、文書法制課から法律的には問題があると指摘されていたにもかかわらず、未了であった補償業務を、翌年度に新たに委託する新規の業務委託協定書を締結するなどの対応がなされた点。

3点目は、平成28年3月7日付けの覚書及び前述の新規業務委託協定書の締結が、決裁権限のない下水道課長によって行われた点。

4点目は、平成28年6月24日に以上の経過が副市長に報告がなされた際、状況を是正する指示がなされなかったため、引き続き、本来課長決裁で締結出来ない延長協定書を取り交わすなどの対応が下水道課によって行われた点。

以上の問題点が指摘されました。

そのうえで、それぞれの対応が副市長の指示によりなされたとは認められなかった一方で、「本来であれば、問題が発覚した段階で、違法状態の是正を講ずるべきであったにもかかわらず、その後の対応を下水道課に委ね、違法行為を行った職員に対し何らの処分も検討しなかったことは、著しく不適切であったと言わざるを得ず、その監督責任を免れない」との指摘がありました。

2件目は、下水道課が公営企業へと移行する際に行った業務システム構築契約に係る事案です。

本件については、3点の問題点が指摘されました。

1点目は、予算外、契約外の業務について、業者に対し、

担当職員により発注内示書が交付され、これに基づき、
1874万2000円分の作業が完了してしまった点。

2点目は、このことが発覚した当時、事実の公表や、職員への処分が検討されたが、副市長の判断でいずれもなされていない点。

3点目は、平成29年度の予算承認を得るにあたって、先行して開発業務が行われている事実の報告が議会になされていない点。

以上の問題点が指摘されました。

特に、この発注内示書は、契約締結に類似した法的効力を生じさせる可能性が高い文書であり、予算外、契約外で4709万400円もの多額の業務の発注内示が決裁権のない職員によりなされていたことの違法性の程度は重大であり、発注内示書の交付は市に財産的損害を生じさせる危険性を孕んだ行為であったとの指摘がされました。

そして、「その当時において、本件について何ら公表や処分がなされなかったことは、違法性の程度が重大であることに鑑みると、違法行為の隠蔽と評価でき、著しく不当といふべきであること、また、本件が当時、市長に報告されておらず、開発業務が先行してしまっていることについて、何ら議会への報告が行われないうまま翌年の予算に組み入れたことについても、著しく不当といふべきで、その判断を下した副市長の責任は問われるべき」との見解が示されました。

おろそ

行政は、法令に従って事務を行うべきであり、それを疎かにすれば、市民の皆さんの行政に対する信頼を根幹から

損ないかねません。

議員の皆さんに対して、当時適切な報告がされなかったこと、そして市民の皆さんの信頼を損なう結果となりましたこと、あらためて市の最高責任者としてここにお詫び申し上げます。

最後に、「市としての対応」についてご報告いたします。

今回の調査結果を踏まえ、地方公務員法及び多摩市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、本年10月1日付けで下水道事業の課長を戒告処分にいたしました。また、当時の上司についても、人事上の措置である文書訓告といたしました。

そのうえで、行政の最高責任者として、また、副市長を任命した者の責任として、私自身についても、減給10分の1、1か月とする条例を、本日追加議案として提案させていただきます。

なお、当時の副市長については、既に任期満了で退職しておりますが、給料の10分の1、3か月に相当する金額を市に自主返納してもらうことといたしました。

今後、今回問題とされた事務においては、職員相互でのチェックが十分に働かなかったことや、不適切な処理が発覚してから上司への速やかな報告がされなかったことが共通しています。

不適切な事務処理を発生させないためのコンプライアンス意識の醸成や法令、庁内ルール遵守の徹底はもちろん、不適切な状態にある事務処理が発生した際の把握から是正に至るまでのガバナンスの強化が問われていると強く認識

しています。

そのため、既に庁内には副市長名での通知も行っておりますが、本来どうあるべきだったのかということの検証や、事務ルールの明確化や規程の改正なども含め、具体的な再発防止策について、全庁を挙げて検討してまいり所存です。

この度は、誠に申しわけございませんでした。

(平成30年第3回多摩市議会定例会)